

## 東京都北区障害者運転免許取得経費補助事業実施要綱

18北福障第1115号

平成18年9月22日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき障害者が自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 補助金の対象者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第23条に規定する適性試験に合格した者で、3級以上の身体障害者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）に規定する愛の手帳4度以上の知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神保健福祉手帳3級以上の精神障害者。ただし、身体障害者のうち内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の歩行が困難な者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する者
- (3) 他の制度により免許の取得に要する費用の補助を受けていない者
- (4) 補助の申請日以前引続き3月以上区内に住所を有する者
- (5) 本人の前年の所得税額（扶養親族を有する者にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用して計算した額）が40万円以下の者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 法第84条第3項に規定する普通運転免許の取得に要する費用のうち、自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費に相当する費用
- (2) 施行規則第18条の5に規定する限定解除で、排気量等の限定解除に直接要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第1号に規定する適性試験に合格したことを証明する書類及び前年分の所得課税又は非課税が確認できる書類を添付の上、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助金交付決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第6号様式）により当該申請者あて通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、第3条に規定する補助対象経費が、第4条に規定する補助金限度額に達したとき又はこの限度額未満の額で自動車運転免許を取得したときは、教習所等における納入証明書（別記第1号様式）を添付の上、障害者自動車運転免許取得経費補助金請

求書（別記第2号様式）を区長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第8条 区長は、第6条の規定により交付決定を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助額に達しない範囲で免許の取得を放棄したとき。
- （2）補助額に達しない範囲で免許を取得したとき。
- （3）偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けたとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、次に掲げる額について期限を定めて返還を命じるものとする。

- （1）前条第1項第1号の場合は補助額と補助額を放棄した時点まで要した額との差額
- （2）前条第1項第2号の場合は補助額と免許取得額との差額
- （3）前条第1項第3号の場合は補助額の金額

（届出義務）

第10条 運転免許取得前に補助金の給付を受けた者は、運転免許を取得後障害者自動車運転免許取得届（別記第3号様式）により、免許の取得を区長に報告しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区心身障害者運転免許取得経費助成事業実施要綱（昭和55年2月12

日区長決裁 54北厚赤福事第 445号) は、廃止する。

付 則 (平成 24年 9月 3日 区長決裁 24北福障第 2731号)

1 この要綱は、平成 24年 7月 1日から適用する。

付 則 (平成 25年 3月 22日 区長決裁 24北福障第 4618号)

この要綱は、平成 25年 4月 1日から施行する。

別表 (第 4条関係)

対 象 経 費	補 助 額												
道路交通法第 84条第 3項に規定する第 1種普通自動車運転免許の取得に直接要する経費	補助対象経費の実支出額に 2/3 を乗じて得た額 (この額に 100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) とする。ただし、補助対象者の前年の所得税額に応じて、次表の所得階層区分ごとに定める額とする。 <table border="1"><thead><tr><th>階層</th><th>前年の所得税額</th><th>補助限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>0 円</td><td>164,800 円</td></tr><tr><td>B</td><td>1 円~42,000 円</td><td>144,200 円</td></tr><tr><td>C</td><td>42,001 円~ 400,000 円</td><td>123,600 円</td></tr></tbody></table>	階層	前年の所得税額	補助限度額	A	0 円	164,800 円	B	1 円~42,000 円	144,200 円	C	42,001 円~ 400,000 円	123,600 円
階層	前年の所得税額	補助限度額											
A	0 円	164,800 円											
B	1 円~42,000 円	144,200 円											
C	42,001 円~ 400,000 円	123,600 円											
道路交通法施行規則第 18条の 5 に規定する限定解除で、排気量等の限定解除に直接要する経費	補助対象経費の実支出額とする。ただし、20,600 円を限度とする。												

備考

- 「直接要する経費」とは、自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費とする。
- 「所得税額」とは、扶養親族を有する者にあつては、所得税法等の一部を改正する法律 (平成 22年法律第 6号) 第 1条の規定による改正前の所得税法第 2条第 1項及び第 84条第 1項の規定を適用して計算した額をいう。